

著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案の概要

1. 趣旨

著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）により、著作権者不明等の場合の裁定制度に係る規定が改正されることとなった。本告示案は、この裁定制度に関して法律から文化庁長官の定めにより委任された、権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定めるものについて定めるものである。

2. 概要

権利者情報を取得するための措置としては、以下の全ての措置を取ることとする。

- i) 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として、次に掲げるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること。
 - イ 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの
 - ロ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
 - ハ 過去に行われた著作権法（以下「法」という。）第67条第1項（法第103条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定（以下、「裁定」という。）に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース
- ii) 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として次のイ及びロに掲げるもの（過去に行われた裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、次のイ及びロに掲げるもの又は文化庁長官）に対し照会すること。

- イ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類の著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（ロにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
- ロ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体
- iii) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

3. 施行期日（予定）

令和8年4月1日